実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
八女市	矢部地区(北矢部集落)	令和3年3月12日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	226ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	116ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	28ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2ha
(備考)	

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・地区内の耕作面積が226haに対し、地区内における70歳以上の面積が28haあり、面積の1割弱占めている。・今後、将来的に耕作者が高齢であり、後継者が未定等である農地が耕作放棄地になる可能性がある。
- ・農地の大部分がほ場整備未整備地であり、作業効率が不便な農地が多くしめている。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体への集約については、基本的に認定農業者への集約を推進していくが、引き受けが難しい場合は、 農地中間管理機構の活用を行っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ○優良農地の維持 ・地区内の農地で、農道・水路等の整備がされ、比較的農作業の効率が良い優良農地については耕作維持に努めていく。 ・中山間地域等直接支払制度協定集落農地については、農地の維持管理に努めて遊休農地の発生防止に努めていく。

〇担い手の確保

・新規認定農業者や新規就農者の支援等、地域の実情に合わせた経営体の育成を進めていく。

○貸し借りの推進

・農業経営基盤強化促進法による利用権設定や農地中間管理機構を用いた事業等を活用し、農地の貸付を希望する農家と農地を借りたい農家とのマッチング を進めていく。

・長場整備、農業施設整備等が行われている農地については、借り手の確保を行い、施設園芸等への転換を進めていく。

・農家の高齢化、後継者不足により、農作業の継続が難しくなっていく中、共同利用機械の導入を進め、作業の受委託ができる環境を整備し地域集落営農を進めていく。

〇中山間地域振興作物の推進

・収益性の高い園芸作物等の生産、特産化に向けた取組を進めていく。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

・鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置を推進し、安心した作付けをできる環境を整備していく。

〇ほ場整備に関する方針

・優良農地を増やすため、ほ場整備を推進する取組を進めていく。

(国息事項) 本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に 抵触しないよう留意してください。 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。